

会 議 録

会議の名称	令和5年度第1回守谷市地域包括支援センター運営協議会		
開催日時	令和5年5月25日(木) 開会:午後1時30分 閉会:午後3時10分		
開催場所	守谷市役所 庁議室		
事務局(担当課)	健幸福祉部 健幸長寿課		
出席者	委員	城賀本会長、星野委員、高橋委員、坂本委員、柏崎委員、津留崎委員、 宮原委員、吉沼委員、本台委員 計9名	
	その他	守谷市北部地域包括支援センター 吉澤管理者、片岡保健師 守谷市南部地域包括支援センター 石塚管理者、渡邊社会福祉士 計4名	
	事務局	宮坂副市長、稲葉健幸福祉部長、滝本健幸長寿課長、 市村健幸長寿課課長補佐、宮下係長、山崎係長 計6名	
公開・非公開 の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開	傍聴者数	0人
公開不可の場合 はその理由			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 委嘱状交付 4 協議事項 (1) 令和5年度守谷市南部地域包括支援センター事業計画(案)について (2) 令和5年度守谷市北部地域包括支援センター事業計画(案)について 5 報告事項 (1) 令和5年度健幸長寿課の取組概要について (2) 令和4年度守谷市南部地域包括支援センター実績報告について (3) 令和4年度守谷市北部地域包括支援センター実績報告について 6 その他 7 閉会		
確定年月日	会議録署名		
令和5年6月9日	城賀本 満登		

審 議 経 過

1 開会

2 あいさつ

3 委嘱状交付

津留崎委員(介護支援専門員連絡協議会守谷支部)に委嘱状を交付した。(任期は前任者の残任期間令和5年4月1日~令和6年3月31日)

4 協議事項

(1) 令和5年度守谷市南部地域包括支援センター事業計画(案)について

(2) 令和5年度守谷市北部地域包括支援センター事業計画(案)について

5 報告事項

(2) 令和4年度守谷市南部地域包括支援センター実績報告について

(3) 令和4年度守谷市北部地域包括支援センター実績報告について

南北の地域包括支援センターから、5 報告事項 令和4年度地域包括支援センター実績報告と 4 協議事項 令和5年度地域包括支援センター事業報告(案)について一体的に説明した。

【主な意見等】

事務局：今年度から第2期に入り、4月から北部包括のメンバーが1名増員されましたが、それによって何か変化はありましたか。

北 部：1人あたりの電話対応の回数が減った分、他の業務を行うことが出来るようになり、体制は大分よくなりました。人員が増えたことで対応が雑にならないようチームとして心がけています。

会 長：包括の人数というはある程度決められているのですか。

事務局：国の基準で被保険者の数が3000人以上6000人未満ごとに3職種を1名ずつ配置することになっております。今回、北部地域包括支援センターは、6000人を超えたため1名増員したところです。南部地域包括支援センターは、10000人を超えているため3職種を2名ずつ配置しております。

事務局：権利擁護業務の相談の中で、虐待の相談件数より成年後見制度の相談が多いということですが、成年後見制度の相談内容についてどういった内容があるのか説明してください。

南 部：成年後見制度の相談の中で一番多いのが、判断能力はまだそれほど低下していないが、そうなった場合どうしたらよいかといった今後の不安を訴える内容で

す。必要に応じて、任意後見制度の説明を行ったりしています。

会長： 成年後見制度の任意後見についてどういうものかご説明いただけますか。

委員： 判断能力が法定後見制度の適応になるほど低下していない状態の時に、あらかじめ任意後見人となる人を契約書で定めておくものです。自分の希望で信頼できる任意後見人を定め、認知症になった際に、信頼できる任意後見人が後見人となってくれることや、家庭裁判所の裁量なく、自分のお願いしたいことなど代理行為の範囲をあらかじめ決めておけるなど、本人の意思が反映されるのが一番の特徴です。

南部： 権利擁護の相談を進めていく中で、市との連携はとても重要です。ひとり暮らしの高齢の方で、成年後見制度が必要と思われたケースについて市と連携して対応を行い、市長申し立ての準備をする中で親族が見つかり、その方に対応をお願いすることが出来たケースがありました。

事務局： 北部包括の権利擁護業務の研修会（案）が「成年後見制度」ということですが、成年後見というのは潜在的なニーズが顕在化していくものなので、啓発は重要だと思いますが、成年後見制度の前に社会福祉協議会で行っている日常生活自立支援事業については、日常生活の支援に限られていますがこれは成年後見制度と連動しているものなので、併せて計画の際には入れていただけると良いと思います。この制度をケアマネジャーの方はご存じでしょうか。

委員： 基本的にご本人に契約能力がある方という限定があるので、アセスメントをして日常の判断が少し危ういな、とか金銭管理に自信がないなどの訴えがあった場合に日常生活自立支援事業の情報提供をさせていただいております。

事務局： この事業の現状についてお知らせください。

委員： 今までは精神障がいや知的障がい等で判断能力の低下や権利契約締結能力が低下している方の支援が主だったのですが、今後は認知症高齢者に対しても一緒にやっていければと思います。今、対応している高齢者の皆さんのアセスメントを日々行い、成年後見制度につながる時期の見極めもきちんと行っていきたいと思います。

事務局： 介護サービス事業所の委員さんにもご出席いただいておりますが、施設に入所されている方の中に成年後見制度をお使いになっている方や認知症の方はいらっしゃいますか。現状をお聞かせいただけますでしょうか。

委員： 利用者のうち成年後見制度を利用されている方は、4～5 人いらっしゃいます。入所される時点で利用されている方がほとんどです。身寄りのない方などは最初から成年後見人をつけていただいた形で入所いただいているのが現状です。

委員： 私どもも、最初から成年後見人がついている場合がほとんどです。現在 4 名いらっしゃいます。うち 1 名は現在使われていないのですが、必要になった時に活用させていただくために途切れないように対応している状況です。

会 長：先ほどの任意後見制度というのは契約すると伺いましたが、成年後見人がついているけれど、利用していないというのは任意後見制度ですか。

委 員：後見人がついていて利用されていないとはどういう状況なのか伺えますか。

委 員：高齢者夫婦で、妻が認知症となり、配偶者ではない親族の申し立てにより、後見人が選任され、夫や本人が拒否をしている状況の方です。

委 員：そうすると、おそらく後見人がついていて本来は財産管理などを後見人がすべきところを拒否されているという状況ですね。特に認知症の方の場合などは、いつも判断能力がないわけではなくて、普段はしっかりされている場合も多いので自分に後見人がつくことに拒否反応があって、特に財産管理などについては通帳を渡さないなどということがしばしばあるのですが、このような場合において任意後見人を最初からつけておくと、自分に判断能力がなくなって法定後見人がつくまでの間に、任意後見人との信頼関係を構築することが出来ます。そのため、実際に後見人がついたときに財産管理してもらう事などへの拒否が少なくスムーズな受け入れがしやすいというところがあると思います。任意後見人制度というのは、将来任意後見人として契約した人が後見人になるという制度であるため、任意契約をした段階では、その本人に任意後見人がつくという訳ではなく、将来的に自分に判断能力がなくなって後見相当となった時に契約した人が法定後見人になるという制度です。

会 長：医療で言う ACP (アドバンス・ケア・プランニング) のようなものですか。将来そんな状態になった時にどうしてほしいということをあらかじめ伝えておくといったイメージでしょうか。

委 員：後見人になると必要な対価を支払うことになると思いますが、契約の様なものはありますか。

委 員：後見人の対価は裁判所が後見人を選任して、裁判所が認めた額を被後見人が後見人に支払う形になるので、対価の契約というものはありません。前の段階の任意後見制度では任意後見契約といって将来後見人になる人との契約になります。公正証書の作成などご本人たちだけで契約することはできませんが、裁判所は入りません。

事務局：今、高齢者自身が詐欺被害にあいたくないという意識などから警戒心が非常に強くなっています。保健センターの保健師ですら訪問を拒否される状況ですが、高齢者訪問の周知をどのように行っていこうと思っていますか。

南 部：昨年度までは、熱中症予防訪問として夏期に訪問を行っていましたが、本年度は、6月から令和6年2月にかけて訪問予定となっています。それに先立ちまして先日、民生委員の皆さんの会議にお邪魔して高齢者訪問の説明とごあいさつをさせていただきました。民生委員の皆さんのご協力を得ながら、また、私どもも、4月の広報に掲載していただいた包括の顔写真入りの記事を携帯するなどお顔の

見える関係性を大事にして訪問に臨みたいと思います。

事務局：この後、市との連携した事業の取組みとして高齢者訪問のご説明をさせていただきますが、追加資料の中に広報原稿のカラーコピーをご用意しましたのでご覧ください。先日の民生委員の皆さんへのご説明の中でもこの記事をご覧ください。ご協力をお願いしております。これをパウチ処理したものを南北の包括の訪問する職員が携帯できるよう準備をします。

委員：高齢者訪問をする中で、優先順位とか基準はありますか。どのように決めているのでしょうか。

南部：電話や来所の相談に応じる中で、ある程度のアセスメントを行い、緊急性や必要事項を包括内で相談して訪問を行っております。

北部：自分からSOSを発信できず、情報をキャッチするのが難しいケースですが、民生委員の方など地域をよくご存じの方が包括支援センターの存在を認識して下さると「気になる方・心配な方」の情報を提供して下さったりします。地域の方とのつながりを大事にしながら対応していきたいと思います。

委員：地域によって、高齢化率の差がかなり出ているようですが、地域ごとに関わり方など工夫している点はありますか。

南部：お一人暮らしが多い地区であったり、階段等で外に出るのが難しい住居環境など地域の特性に注視しながら訪問時にアセスメントをして対応を行っています。

5 報告事項

(1) 令和5年度健幸長寿課の取組概要について

事務局から令和5年度の健幸長寿課の地域包括支援センターとの連携部分の取組みについて、昨年度までは熱中症予防を主軸においていた個別訪問を高齢者訪問として行うこと、権利擁護に関すること、生活支援体制整備（支え合いのある地域づくりの推進）など地域包括支援センターと健幸長寿課で連動して行う事業の概要について説明した。

6 その他

事務局から令和5年度の会議日程について説明した。

次回の会議日程について

令和5年10月6日（金）午後1時30分から開催予定。

7 閉会